

規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第七条第九項及び第八条第三項」を「附則第八条第九項及び第九条第三項」に改める。

第二条第一項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

第五条第一項第二号中「附則第七条第六項」を「附則第八条第六項」に改める。

第六条第二項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改める。

第十三条及び第十四条中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に改める。

第十五条第一項第一号中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に改め、

同項第二号中「附則第七条第七項」を「附則第八条第七項」に改める。

第十七条第一項及び第三項中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に改める。

第二十二条の表第二条第一項の項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に、「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同表第五条第一項第二号の項中「附則第七条第六項」を「附則第八条第六項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、同表第六条第二項の項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改め、同表第十三条の項、第十四条の項及び第十五条第一項第一号の項中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同表第十五条第一項第二号の項中「附則第七条第七項」を「附則第八条第七項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、同表第十七条第一項の項及び第十七条第三項の項中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改める。

第二十三条の表第六条第二項の項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改め、同表第十三条の項、第十四条の項、第十五条第一項第一号の項、第十七条第一項の項及び第十七条第三項の項中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」

に改める。

様式第一号（一）から様式第二号までの規定、様式第五号、様式第九号、様式第十三号、様式第十四号及び様式第十七号中「㊸」を削る。

様式第十八号中「附則第7条第9項及び第8条第3項」を「附則第8条第9項及び第9条第3項」に改める。

様式第十九号及び様式第二十二号中「㊸」を削る。

様式第二十五号中「㊸」を削り、「附則第7条第9項及び第8条第3項」を「附則第8条第9項及び第9条第3項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。